

ハザードエリア所在施設における避難確保計画の提出等について

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されました。

これにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内（ハザードエリア）の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されております。

引き続き、要配慮者利用施設に該当する介護施設の管理者等におかれましては、各施設の実態に応じた「避難確保計画」の作成を行い、保健福祉総務課に報告をしていただくとともに適切な時期に避難訓練の実施をお願いします。

今後、ハザードエリアの改定により「避難確保計画」の作成及び提出をお願いする場合があります。

作成にあたっては、本市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化」の「避難確保計画の手引き」を参考とし、「避難確保計画の雛形」に各施設の体制等を書き込んでください。

(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/bosai/1015170.html>)

○現在の浸水想定区域や土砂災害警戒区域

本市ホームページ「ハザードマップ」をご覧ください。

(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/bosai/1023319.html>)

【要配慮者利用施設に該当する高齢者施設等】

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、短期入所サービス、通所系サービス、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護

※ 介護サービスについては下線標記しています。

※ 地域密着型サービスや、総合事業も「要配慮者利用施設」に該当します。